

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 1 月 30 日

月 曜 日

号 外

目 次

| | |
|----------|---|
| 告 示 | |
| ○道路の区域変更 | 1 |
| ○道路の供用開始 | 2 |

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第37号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月 30 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類及び路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 記号 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 縦覧場所 |
|--------------|--|------------|----|-------------------|-------------|--------------|
| 県道 上百瀬島地線 | 南砺市利賀村上百瀬 307番 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで | 変更前 | A | 最大 12.6 最小 6.4 | 423.4 | 砺波土木 センター |
| | 南砺市利賀村上百瀬 307番 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで | 変更後 | A | 最大 12.6 最小 6.4 | 423.4 | |
| | 南砺市利賀村上百瀬字東山 89番 1 から 南砺市利賀村上百瀬 301番 まで | 変更後 | B | 最大 10.4 最小 4.0 | 480.1 | |

富山県告示第38号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月 30 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|----------------|--|----------------|--------------|
| 県道 上百瀬島地線 | 南砺市利賀村上百瀬字東山89番 1 から 南砺市利賀村上百瀬 301番まで | 平成29年 1 月 30 日 | 砺波土木 センター |